言書 書

契約事項

外 点

契約金額

うち、取引に係わる消費税額及び地方消費税額¥

「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及 び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出 した額である。

内 訳

件 名	数量	単 価	金 額	備考
小 計				
消費税相当額				
合 計				

受注条件

1 契約履行期限 令和年月日

2 納 入 場 所 皇宮警察本部

3 品質保証期間

納入後 ヶ月間

4 納入遅延の遅延賠償金

納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未 済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施 行令(昭和31年政令第377号)第29条第1項の規定に基づ き財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間につ いても、365日で計算する。)を乗じて計算した額とする。

5 支払い条件

履行期限までに納入し、それぞれ適法な支払請求書を提出 した日から30日以内とする。

6 支払遅延利息

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるとこ ろによる。

フ 契約解除に対する違約金

本契約事項を履行しないときは、契約金額の 100 分 10 に相 当する金額を徴収して解除する。

上記の金額及び受注条件をもって貴官の指図どおり履行することをお請けします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 皇宮警察本部会計課長

殿

所 0000000 住

株式会社 0000

発 行 権 者 代表取締役 〇〇 〇〇

連 絡 先 00-000-000

担当者名 〇〇 〇〇

連 絡 先 00-000-000